

平成 2 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 2 6 年 9 月 9 日 開会

平成 2 6 年 9 月 2 5 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 9 日

平成26年第3回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成26年9月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸報告

日 程 第 4 提出議案の報告

日 程 第 5 議案の上程・説明

報告第4号 平成25年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について

議案第44号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の特減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第47号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第 1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4 号 平成 25 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 25 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 25 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 25 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 25 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 25 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 25 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日 程 第 6 提出議案に対する質疑・討論・採決（1 件）
- 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日 程 第 7 提出議案に対する質疑（21 件）
- 議案第 42 号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 43 号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 議案第 44 号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の特減額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 平成 26 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 47 号 平成 26 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 48 号 平成 26 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 49 号 平成 26 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 50 号 平成 26 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 51 号 平成 26 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 52 号 平成 26 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1 号 平成 25 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 25 年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 25 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4 号 平成 2 5 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 5 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 5 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 2 5 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 2 5 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日 程 第 8 提出議案の委員会付託

日 程 第 9 一般質問

日程第 1 0 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	望月將名	6番	簀持雅
7番	鍋田幹雄	8番	木内利明
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	内田大明	12番	萩原敬

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	佐野和広	教育委員長	瀧政幸
代表監査委員	若林泰文	教育長	若林正昭
会計管理者	仙洞田秀文	総務課長	四條和彦
交通防災課長	望月一弥	企画課長	佐野隆行
財政課長	望月政文	税務課長	望月哲也
住民課長	古屋秀樹	福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	鈴木正規
アルファセンター所長	新井稔	デイサービスセンター所長 （兼）老人福祉センター所長	小池治男
健康管理センター所長	近藤勝	子育て支援課長	田村秋人
水道環境課長	若林邦治	環境センター所長	稲葉芳幸
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	長坂正志
登記室長	佐野日出夫	学校教育課長	青木司
生涯学習課長	梶原猛	生涯スポーツ課長	遠藤良彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（萩原敬君）

皆さま、おはようございます。

平成26年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日は二十四節気の1つの白露であり、中秋の名月の十五夜でありました。すっかり秋を感じるころとなりました。

しかしながら、今年の夏を振り返ってみますと、前半は梅雨が短かったためか突然猛暑が襲い、全国各地で熱中症や水難事故、あるいは食中毒が発生し、後半には局地的な豪雨による大きな災害が、連日新聞やテレビで報道されました。

さて、南部町の最大の行事であります火祭りは、準備中には幾回か雨に悩まされ、関係の皆さまには大変ご苦勞をおかけいたしました。開催時間中は天候に恵まれ、町内外から4万を超えるお客さまが見えられ、荘厳な雰囲気にも包まれた大松明が、夜空と富士川の川面を赤々と染め、幻想的な百八たいと圧巻の二尺玉の花火が、訪れた観客の皆さまに、感動と夏の夜の思い出を与えたことと思います。

また、7日の日曜日には町の総合地震防災訓練が行われました。現在、東海地震が予想されていますが、今の地震学ではなかなか的中は難しいわけではありますが、地震が起こる頻度についてはだいぶ研究が進んでいるようでもあります。

本年は全戸配布の黄色いハンカチの実施訓練をはじめとして、避難所開設訓練等、例年になく訓練を実施し、多くの町民の皆さまに参加をいただきました。指導していただきました消防団をはじめとして、町当局の皆さま、大変ご苦勞さまでした。議員の皆さまにも、それぞれに参加していただきました。いつどこで起こるか分からない災害に対して、我々はもう一度初心に立ち返り、防災体制に万全を期してまいりたいと思います。

今定例会には、平成25年度の決算をはじめとする多数の重要案件が提出されております。とりわけ決算については、平成25年度の予算がどのように使われ、どのように成果を上げたかが執行部側から示されるわけでもあります。

議会といたしましても、総括でありますので、住民の立場に立って最後の確認をし、内容を十分理解し、来年度に向けてどのような提案を執行部にすべきか、考えてまいりたいと思います。

議員各位には、画竜点睛を欠くことのないよう、活発で実りある質疑・討論を期待いたします。

なお、今議会におきましては、地球温暖化防止および節電対策実施のため、本会議等での上着・ネクタイの着用は自由といたします。ご了承ください。

それでは、議員各位の第3回定例会へのご参集に御礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから平成26年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番 遠藤光宣議員および2番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長および教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので、報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願2件、陳情2件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書、請願第2号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情書、陳情第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情、以上4件について、会議規則第92条および第95条の規定により、請願第1号、請願第2号および陳情第3号は文教厚生常任委員会に、陳情第4号は総務建設常任委員会に付託し、今定例会中の審査といたしますので、ご承知願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成25年度会計にかかる5月分、平成26年会計にかかる5月分、6月分、7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育に関する事務の点検および評価報告書（平成25年度分）の提出がありました。

写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（萩原敬君）

- 日程第5 報告第4号 平成25年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 議案第44号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の減額に関する特例条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成25年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上、22件について、会議規則第37条の規定により、一括議題として、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第3回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに、心から感謝申し上げます。

また、今議会は平成25年度の決算の認定を受ける議会審査もありますが、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつと、6月定例議会以降の行政報告をさせていた

だきます。

冒頭申し上げますことは、行政のなすべき最大の使命は、住民の生命と財産を守ることであります。

このことを第一義と考えている私にとりましては、この2カ月間はまさに格好のシミュレーションの場でありました。

7月には、過去最大級といわれた台風8号が日本列島の南海上を東に進み、山梨県内には11日未明から明け方にかけて最接近することが予想されました。それに伴い、町では職員警戒配備体制を取り、町内4カ所に早々と避難所を開設し、18世帯23名の方が自主避難されました。

8月10日には、台風11号が四国地方に上陸し、山梨県に接近したことに伴い、町では職員警戒配備体制により、本庁舎・分庁舎等に職員を配備させました。

両台風とも、幸い南部町では大きな被害はありませんでしたが、全国では各地で大きな被害が発生しました。特に広島市では、8月19日深夜から20日未明にかけて局地的な豪雨となり、広範囲で土砂崩れや土石流が発生し、多数の住宅が飲み込まれ、多くの死傷者が出ました。現在もなお、生き埋めになった行方不明者の捜索が続いています。

我が町のような山間地では、いつなにか、このようなことがあるかもしれません。被害が大きくならないよう、今後も台風や秋雨前線等による集中豪雨などの被害に備え、早め早めの対応をすることにより、町民の人的被害を出さないよう心掛けていきたいと考えております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

6月15日、東京浅草のホテルで行われました東京南部会総会に、今年も招待を受け、萩原議長、内田副議長をはじめ女性団体代表者 四條明香会長にもご参加いただき行ってまいりましたが、盛大に総会が行われ、多くの南部町出身者と意見交換や交流を持つことができました。毎年、この東京南部会の皆さまより、町に対して、ふるさと納税など、いろいろな形で応援をいただいております。ふるさとをいつまでも思い大切にいただいていることに、感謝している次第です。

6月24日から2泊3日で議会議員研修に同行いたしました。24日は山形県長井市のレインボープラン推進協議会を訪問し、資源循環型社会への取り組みについて学んできました。25日には福島県喜多方市を訪問し、森林整備加速化プロジェクトについて学んできました。このときの内容については、議会だよりで報告されています。

7月5日、活性化センターにおいて、南部町地域包括ケアシンポジウムが開催され、200名以上の方に参加していただきました。「みんなで老後を考えよう！～高齢者が住み慣れた南部町で最期まで暮らしていけるために～」をテーマに、万沢診療所の永谷計医師により、介護保険制度改正、地域包括ケアシステムの概要と必要性、高齢者が住み慣れた南部町で暮らしていく中で、地域で支えていくことの必要性について基調講演があり、続いて福祉保健課長から、町の介護保険の現状と地域包括ケアシステムの説明があり、最後はパネルディスカッションで医療センター所長 市川万邦医師がコーディネーターになり、パネリスト3名がそれぞれの活動を通して、地域で支えていくこと（共助）の重要性と高齢者が住み慣れた南部町で元気で生活するための地区サロン等の大切さを伝えました。

7月7日、新々富士川橋建設促進期成同盟会要望活動を静岡県庁において、富士市長、富士宮市長、萩原議長とともに、新々富士川橋の早期着工と完成を、静岡県知事、交通基盤部長、

県議会議員に要望いたしました。

7月22日、国道469号（富士南麓道路）建設期成同盟会要望活動を静岡県庁において、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、御山町、南部町の4市2町の首長と、我が町では萩原議長が、静岡県知事、交通基盤部長、県議会議員に、建設促進と南部町から富士宮市山宮までの間のルート決定を強く要望いたしました。

7月23日、町村長と横内知事および県幹部職員による行政懇談会が、石和のホテルやまなみで開催され、出席してまいりました。

7月30日、青森県八戸市において、「平成南部藩 地域づくり成果報告会」が開催され、9市町の首長より「魅力あるまちづくり～わがまち、こんなまち～」をテーマに、各市町のPRやまちづくりへの取り組み事例を発表いたしました。

8月4日、国道469号建設期成同盟会山梨県要望活動を峡南建設事務所長に要望したあと、山梨県庁において、富士宮市長、萩原議長とともに、山梨県副知事、県議会副議長に、南部町から富士宮市山宮までのルート決定を強く要望してまいりました。

8月5日、身延町総合会館で開催された、中部横断自動車道（富沢・増穂）建設促進連絡協議会および峡南女性道の会・定期総会に、萩原議長ともども出席しました。総会では、中部横断自動車道の進捗状況の詳しい報告がありました。

8月15日、南部の火祭りが天候にも恵まれ、盛大に開催することができました。百八たいの製作には、富沢地区から、昨年より2地区多い8地区の参加、ご協力をいただきました。長く続けるためにも、多くの町民が伝統や文化を受け継ぐ町のお祭りとして参加ができるよう、これからも実行委員会とともに推進していきたいと考えております。

8月19日、国土交通省甲府河川国道事務所長および山梨県峡南建設事務所長に、国道・中部横断自動車道、県道・河川砂防の整備について要望書を提出いたしました。

8月26日から2泊3日で山梨県町村長先進地視察に出席いたしました。26日は広島県世羅町の6次産業ネットワークについて学び、27日は愛媛県今治市の食と農のまちづくりについて学んできました。

9月7日、町の総合地震防災訓練が各自主防災会を中心に、テーマを「地域住民が主体となった避難所開設運営訓練」とし、実働的に基礎訓練を行っていただきました。また、住民の安否確認を迅速で容易に実施する訓練として、「我が家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦」、負傷者を救護するトリアージ訓練等を訓練項目に加え、実施いたしました。今後につながる検証内容を考慮し、近年、全国各地で発生している状況にかんがみ、災害への対応について、その責務と安全で安心な町民の暮らしと、命を守ることを第一義とした防災・減災対策を十二分に行っていかなければならないことを、あらためて感じているところであります。

それでは、本定例議会に提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告が1件・条例議案4件・補正予算案7件・認定議案10件であります。

はじめに、報告第4号 平成25年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項により、一般会計および特別会計を連結した財務状況を明確に数値化したものを公表するよう、義務付けられた報告となります。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標および資金不足比率とも、健全な範囲内に収まっていることをご報告いたします。

次に、議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてと、議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定については、関連条例であります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、また児童福祉法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本町においても、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第44号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の特例に関する特例条例の一部を改正する条例についてであります。特例条例につきましても、条例施行の際、在職する首長が政治姿勢に基づいて特例期間を定めて制定することが一般的であります。本条例は、特例期間が廃止され恒久化されているため、現に在職する首長の任期までを期限としたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第45号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正を受けて行うもので、主な改正内容は、国が創設する地方法人税に対応して、法人町民税に係る法人町民税割の税率を現行12.9%から9.7%に引き下げるための規定の整備と、軽自動車の税率を最低2千円とし、現行の税率より約1.25倍から1.5倍の引き上げを行うほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号から議案第52号までの補正予算7件であります。最初に議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ9,964万7千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を53億9,753万6千円とするものであります。

主な財源は、国県支出金と特別会計の過年度精算金の繰入金、繰越金および雑入であります。

主な歳出としては、中野の企業誘致用地の水源調査費、乳幼児の水痘ワクチン予防接種と高齢者肺炎球菌予防接種委託料、RDF施設の解体工事費、県単土地改良事業の農道および水路工事費等の経費を計上しました。

次に、特別会計予算書の1ページ、議案第47号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1,717万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,856万3千円とするものであります。

繰越金と雑入の工事補償金を財源として、施設維持修繕費と中山間事業および県治山工事関連工事費の増額予算となっています。

9ページ以降の、議案第48号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算から、議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までは、繰越金を主な財源とし、精算によります国庫への返還金および一般会計への繰出金が主な歳出予算となっています。

47ページの議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ28万3千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を106万1千円とするものであります。

続きまして、認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成25年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員により決算監査を受け、すべての会計で適切に処理され正当であるとの意見書

を受理しております。お手元にその写しを提出しましたので、内容説明につきましては、省略させていただきます。

また、合併から10年経過したことにより、昨年度から、町の財源であります普通交付税が、合併算定替えにより平成30年度まで段階的に減少することから、総体的に事業の見直しを常に行う必要があります。

我が南部町は健全財政ではありますが、国の経済情勢により、普通交付税などの見直しも含め、状況が変わるかも分かりません。南部町のように、交付税依存が高い町にとりましては、財政の硬直化をさせないよう、常に、事業評価や経費の節減とさらなる見直しを行い、住民の利便性を図りながら、公正で無駄のない行政執行を心掛けていきたいと考えております。

なお、監査委員からの、行財政改革や健全で安定した町政の運営についての貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、今後も引き続き最善の努力をする所存でございます。

以上、本議会に提案いたしますが、議案の詳細な説明につきましては、会計管理者ならびに担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（萩原敬君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第4号および議案第46号から議案第52号について、望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第42号および議案第43号について、田村子育て支援課長。

○子育て支援課長（田村秋人君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第44号について、四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第45号について、望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開は11時とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（萩原敬君）

再開します。

次に、認定第1号から認定第10号について、仙洞田会計管理者。

○会計管理者（仙洞田秀文君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

ここで、平成25年度決算に基づく財政健全化判断比率および資金不足比率、ならびに各会計歳入歳出決算および基金の運用状況について、若林泰文代表監査委員より、審査結果の報告をお願いいたします。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは私から、去る7月24日、25日の2日間、佐野哲也監査委員ともども実施いたしました、平成25年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき審査に附されました、財政健全化審査について報告いたします。

お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出された、健全化判断比率及び資金不足比率、ならびに算定基礎となる事項を記載した書類について、財政課より状況を聴取し審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき、適正に作成されているものと認められた。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりである。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに資金不足比率も、憂慮される基準を下回っており、指摘する事項は特にないが、引き続き健全な財政運営維持に不断の努力を重ねられたい。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に附されました、平成25年度南部町一般会計および各特別会計の、歳入歳出決算ならびに基金運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。

お手元に配布してあります、決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿その他の証書類と照合しながら審査を行った。

また、南部水源改良工事、指定管理施設なんぶの湯および奥山温泉、グリーンハイツ富士見建設工事、町道境川梅島線改良工事の事業実施状況を調査するため、現地確認を行い、各担当者から概要を聴取した。

その結果、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適正であったことが認められた。

それでははじめに、平成25年度一般会計について。

2ページ表1でございます。

歳入総額が64億3,569万2千円、歳出総額は58億6,016万9千円である。繰越

明許費繰越額として90万2千円があるので、実質収支額5億7,462万1千円が平成26年度へ繰り越しとなった。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は4ページの表4のとおり、2,170万9千円増額し、総額では32億2,152万円で、表3のとおり、歳入の50.1%を占めている。

町税収入は5ページの表5のとおり、人口減少や高齢化率の上昇、就業者人口の減少などに伴い、町税全体で調定額が前年度より1,235万4千円の減額となっている。

自主財源の確保努力により、徴収率は前年度に比べすべての税目で増加し、全体では0.64ポイント上昇し、一定の成果が確認された。

一方、不納欠損額は24年度より107万7千円減少し、未納額の減少にも努めている状況がうかがえるが、税の公平性・公正性の観点から、引き続き徴収事務の強化を図られたい。

次に、歳出面では、6ページの表6のとおり、国家公務員の給与減額支給措置に準じたことから人件費が、繰越事業として取り組んでいた災害復旧工事が完了したことにより投資的経費が、臨時的な単年度限りの事業が完了したことにより物件費が、また減債基金積立金への積み増し額が減少したことにより積立金が、それぞれ減額となっている。

一方、臨時財政対策債の繰上償還等により公債費が、各一部事務組合や可燃ゴミ処理委託に伴う負担金等により補助費等が、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金の増加により繰出金が、また各公共施設等の維持補修のため維持補修費が、それぞれ増額となっている。

今後、計画が進められる交流促進施設整備事業、中山間地域総合整備事業等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費・扶助費および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られたい。

次に、特別会計の決算については、9ページの13のとおり、9会計の歳入総額は33億252万2千円、歳出総額は30億8,343万5千円で、歳入歳出の実質収支額は2億1,908万5千円となっている。

特別会計においても、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿って適正であった。

特別会計の詳細については、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計においては、使用料収入は前年度並みとなっているが、他会計からの繰入金の増額など、引き続き厳しい会計運営となっており、料金改定について検討が必要と思われるので、企業会計として自立できるよう議論を図られたい。

また、10ページ表15のとおり、水道使用料の徴収率は0.04ポイント減少となったが、収入未済額は24年度より1千円の増加に止めるなど、徴収事務における経営努力がうかがえる。しかしながら、25年度末の収入未済額の合計は1,601万4千円と、依然高額となっている。あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、住民間の公平性・公正性の確保と、町民サービスの向上を目指し、今後も、未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図られたい。

次に、国民健康保険特別会計については、予想以上に医療費が伸び、11ページ表17のとおり、昨年から歳出は10億円に届こうとしている。平成25年度は一般会計からの法定外繰入金などにより黒字決算となっているが、被保険者の課税所得が減少している中、今後、国保税率改定についての議論はもとより、疾病の早期発見・早期治療、健康意識の高揚、あるいは疾病分類統計の活用を行い、保険給付費の抑制対策の努力もしながら、抜本的な制度論につい

ても研究されたい。

また、国保税については、世帯数の減少や加入者の高齢化、課税所得の減少により、調定額は24年度より186万2千円の減少となった。社会情勢の厳しい中での国保会計の維持ではあるが、被保険者に対する制度の趣旨啓発に一層努め、本会計が保険税を主とした健全な会計運営となるよう、他の税目とも連携強化を図られたい。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要である。

中山間地域にある本町にあっては、歳入に占める町税の割合は15%を下回り続けていることから、今後も町税の確保は厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ない状況である。

こうした状況ではあるが、町政には、財政の健全性を保ちながら、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用し、町民サービスを低下させることなく、最少の経費で最大の効果を上げるよう、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に取り組まれない。

なお、詳細については、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書および決算審査意見書でご確認をお願いします。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

監査委員の報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

日程第6 提出議案のうち、報告第4号については先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号については、本日、先議することに決定いたしました。

報告第4号 平成25年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号 平成25年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

それではここで、暫時休憩といたしたいと思います。

午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（萩原敬君）

再開いたします。

日程第7 議案第42号から議案第52号および認定第1号から認定第10号までの21件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については、委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

まず、議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

9番 堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

議案第42号、43号と関連いたしますが、この条例の制定については、都市部の待機児童解消のためということでありますが、各地域へこのような施設を整備する場合に、国の支援があるかどうか。

また、運営するためには、指導者等の資格がなければ駄目か。そのことをお願いしたいと思います。

○子育て支援課長（田村秋人君）

9番 堀之内議員の質問にお答えいたします。

この施設についての支援につきましては、これを南部町で言いますと、保育所と幼稚園が該当するわけですが、保育所においては、先ほども話しましたように、交付税措置されている公立保育所ということで、従来のままで交付税措置の支援という形になります。

また、幼稚園につきましては、現在、南部みどり幼稚園がございしますが、今のところ、新しい制度には移行しないでやるという方向ということですが、みどり幼稚園が今後、認定子ども園として行う場合につきましては、従来の文部科学省による私学助成に変わりまして、こちらの施設型給付として援助が受けられることになります。

資格につきましては、保育所は従来と変わりません。幼稚園につきましては、今後、認定子ども園となる場合には、保育士の資格を得た者がいなければならないということになります。

以上です。

○議長（萩原敬君）

堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

今の説明で、既設の保育所・幼稚園の関係は分かりましたが、これを読んでいくと、新規に施設を整備していくということが自由にできるような感じですが、個人あるいは企業等がそういう設備を自分たちでやっていくと、そんな場合はどうなのか。

そのときに、資格とかそういったものが必要になってくるかどうか、そこを聞きたいと思います。

○議長（萩原敬君）

田村課長。

○子育て支援課長（田村秋人君）

9番 堀之内議員の質問にお答えします。

新しい家庭的保育事業につきましては新規事業でございまして、これにつきましても、事業者が行う場合には、やはり特定給付として国・県・町からの施設援助がございします。

資格につきましては、この家庭的保育事業につきましては、小規模的なものでございしますの

で、保育士の資格を得た者、その他、小さい居宅訪問型事業、小規模保育事業の場合におきましては、家庭的保育者という、保育士より1ランク下がったような方の資格のある者でもできるということになっております。

細かいことにつきましてはいろいろあるわけですが、そんな状況です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の特例条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

第1条の件であります。現行の外国法人を、法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人と規定して、恒久的施設を有するものについてとする、ということですが、この恒久的施設とはどういう意味か。またどういうものを指すのか、お願いしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

それでは佐野議員の質問にお答えします。

外国法人の恒久的施設とは、事業を管理する支店・事業所・工場等で、物品の保管・展示場や物品の購入・情報収集のみを行う常備的・補助的活動のみの施設は含まれないということになっております。

ですので、事業を管理する支店・事業所・工場等が対象になるということでございます。

なお、この条例に関して、南部町で今のところ該当するところはありません。

以上でございます。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はございませんか。

7番、鍋田議員。

○7番議員（鍋田幹雄君）

先ほどの課長の説明ですと、法人町民税が、来年の決算にならなければ分かりませんが、大体600万円ぐらい減額となるのではないかなということでしたが、これについては、課長も何となく、交付税算定されるようなニュアンスの発言がありましたが、その見通しといいますか、600万円ぐらい減額となるけれども、それなりのものが、国からの補てんとかそんなものがあるのか、その見通しをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（萩原敬君）

望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

鍋田議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたとおり、法人町民税の法人割の税率が引き下げられた部分ですが、この部分につきましては、国で新たに地方法人税という国税が創設されます。これによりまして、徴収された税金は、地方交付税の原資として地方交付税特別会計に直接入るということで、必ず地方交付税の財源確保が見込まれるということでございます。

この使われ方でございますが、都市部の市町村は法人が多いということで、法人税割もかなりありますが、南部町のように法人が少ないところはあまり見込めず、税源の偏りが出てくるということもありまして、それを是正するという意味。それから、財政力の格差を縮小することから、この地方法人税が創設されたということでございます。

このことによりまして、地方交付税の財源のさらなる確保がされるということで、こういう法律の改正があったということでございます。

以上でございます。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

10番、佐野議員。

○10番議員（佐野哲也君）

軽自動車税についてであります。軽自動車税は登録してから14年経過した車両について、当分の間とありますが、この「当分の間」というのは、26年、27年を指すのか。それから28年から上がるということだと思いますが。

それと、先ほど課長が説明されました中で、13年経過したあとということでしたが、この内容を見ますと、14年を経過した月に属する年度以後の年度分の軽自動車税にという部分がありますが、この点について、説明をお願いします。

○議長（萩原敬君）

望月課長。

○税務課長（望月哲也君）

佐野議員の質問にお答えします。

先ほどの61ページの関係で、「当分の間」とありますが、これにつきましては、28年度以降の「当分の間」ということで、当分の間、13年を経過した車は税金が高くなりますよという規定でございます。この「当分の間」ということは、まだ定まっておりません。思うに、廃出ガスなどの性能の良い自動車にだんだん入れ替わっていけば、これはなくなるのではないかと思います。この「当分の間」といううたいになっておりますので、今のところは何年までと

いうことは言えません。

それから、先ほど私、13年度を経過したということでご説明しましたが、これにつきましては、車両番号の指定を受けてから起算して14年を経過した月の属する年度以降という、かなり解釈しにくい条文になっておりますが、つまり14年を経過した月の属する年度ということは14年が経った年度ということですが、それ以後からなるということは、その前の13年経ったところから対象になるということですので、実際にこういう言い方をしておりますが、13年経過した車と解釈をしていただければよいと思います。

以上です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑は、すべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに、歳入7ページから8ページについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に歳出、9ページから12ページ下段消防費までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に13ページから最終14ページまで、教育費について質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第47号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、5ページと7ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

7ページであります。各水道の改良工事ということで、3目・4目・5目とありますが、県の砂防工事の補償ということで補償費も入っておりますが、補償費以外にかなり町の一般財源が出ていますが、この説明をお願いします。

○議長（萩原敬君）

水道課長。

○水道環境課長（若林邦治君）

ただいまの堀之内議員の質問にお答えしたいと思います。

今、歳出と歳入の関係に差があるということで質問をいただきましたが、その差額については、減耗分といいまして、現在の施設は相当の年数経っていますが、その部分に対し、今回、砂防事業で新たに敷設替えをする部分の間は100%新しくなるということで、経過した年数を償却していく形の中で、その差額の部分については町の負担ということで、減耗分は持ち出し分という形になります。

以上です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、13ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事業勘定21・22ページと23・24ページ、および直営南部診療施設勘定27ページと29ページについて、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について35ページと37ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、43ページと45ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、51ページと53ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。

はじめに歳入について質疑を行います。

第1款 町税から第13款 使用料及び手数料、9ページから14ページ中段手数料まで、質疑はありませんか。

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

先ほど監査委員さんから審査意見書ということで、財政状況についての説明をしていただきました。これに関連する形ですが、もう一度、財政課長から財政に関することをお聞かせ願いたいと思ひまして、質問いたします。

地方交付税については、25年度から5年間で5億円の減額になるという説明がありましたが、本年度の決算を見ますと、逆に多少増えています。1,337万2千円増額になっていると。このへんの状況をお聞かせ願いたい。これは、行政運営上、とにかく町の一番の収入源ということですので、このへんの事をお聞かせ願いたい。

そして5年間で段階的に減額されていくということで、実質はどの程度の減額になっていくか。そのへんのことをお願いしたいということ。

それから事務概要の13ページにあります、経常収支比率にしても、昨年度よりも4.6%下がったということは、財政の硬直化を防ぐうえでも大変いいことだと思いますが、このへんの状況もお願いしたい。

それからもう1点は、性質別ということで④にあります、投資的経費が1億7,679万円の減額、それから積立金が1億4,666万6千円の減額、そして繰出金については、8,884万9千円の増額ということですが、この点についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

それでは9番、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

まず地方交付税ですが、合併算定替え等によって減額するところが、25年度増額になっているのはどうかというご質問であったかと思ひます。

25年度につきましては、臨時財政対策債発行可能額を含めまして、昨年度、活性化に取り組む財政需要に対する基礎額として、これまで人件費削減等に努めた部分について加算するということがございました。合併以来、ずっと人件費の削減に努めてきていまして、それに対してということで、交付税において加算されております。

それから地域元気づくり推進費という形で、やはり新たに景気浮揚の意味合いがございまして、加算されております。そちらがございましたので、結果として1割程度の削減はありましたが、増額となったという経過でございまして。

それから、今後の5年間の見通しというご質問だったかと思ひます。

確かに、合併から10年経過したところで減額が始まっております、実質的には6年になるわけですが、5年をかけて交付税が減額されていく形になっておりまして、最初の年次、昨年度25年次が5千万円ぐらいの減額が見込まれておりました。本年から約1億円ずつ減っていくという形になりまして、平成30年には24年と比較いたしまして、約5億円の減額になる見込みでございまして。

ただ、交付税につきましては、あくまでもこれが基本となる考え方でございますので、今後の経済情勢などいろいろなものによって数字が変わってくることは十分あるかと思います。25年度につきましても、本来は減っているところが、いろいろなプラスの項目があったということで増えたという現状もございますので、変わっていくものがあるかと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから次に、経常収支比率についてのお話であったかと思います。

事務概要の中に書かれているものの中から、経常収支比率について、4.6ポイントほど下がっているけれどもということのご質問だったと思います。

経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に、町税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源や臨時財政対策債の合算額が占める割合を示すものとなります。

本年につきましては、給与の減額措置等により支出が減額になったこと、それから交付税の増加等によりまして、結果として経常収支比率が改善されたということになっております。

ただ、改善されたとは申しましても、79.7ということで、全国の市町村に国が示していたのは、市町村においては75、県においては80が目安ということになっておりますので、そちらの数値を目指して、また収支の改善を図っていきたいと考えております。

それから次の性質別歳出の状況の中でということで、投資的経費が昨年度と比較して1億7,679万円の減額ということで、その原因は何かということのご質問であったかと思います。

投資的経費減額の主な要因は災害復旧工事費で、一昨年台風等によって大きな災害を受けて、過年災害として昨年度事業を行いました。そういったことから、投資的経費が減額になったということでございます。

それから、積立金につきましては、24年度に比較して25年度が1億8,100万円ということで、約1億4,666万6千円少なくなっているということでございますが、減債基金への積み増しが要因になっております。その代わり、昨年度は繰上償還をしまして起債の減額に努めておりましたので、そちらという形でご理解をいただければと思います。

それから繰出金の約8,800万円の増額というのは、国保会計に特別に8千万円の繰り出しを行っておりますので、そちらが増額になっております。

以上でございます。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はございませんか。

7番、鍋田議員。

○7番議員（鍋田幹雄君）

毎度のことですが、この歳入の不納欠損処分の理由ですが、一応理由としては、所在不明とか時効などによる処分ということですが、その内容をちょっと聞かせていただきたいと思います。件数がどのくらいで何人くらいの方が処分を受けたのか。よろしくお願いします。

○議長（萩原敬君）

望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

鍋田議員の質問にお答えします。

財産がない、生活困窮、所在不明等の理由により、徴収が困難と判断した者について、地方

税法に基づき、町税で４４件（前年比マイナス５件）、国民健康保険税で９件（前年比マイナス６件）を不納欠損処分としています。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に第１４款 国庫支出金から第２１款 町債、１４ページ下段から２３ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第１款 議会費から第２款 総務費、２４ページから３２ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第３款 民生費から第４款 衛生費、３２ページ中段から４１ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第５款 農林水産業費から第６款 商工費、４１ページ下段から４７ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第７款 土木費から第８款 消防費、４７ページ中段から５１ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第９款 教育費について、５１ページ下段から６２ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第１０款 災害復旧費から第１３款 予備費及び財産に関する調書について、６２ページ中段から７６ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終７７ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第１号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第２号 平成２５年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、

5 ページから 10 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 2 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 3 号 平成 25 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5 ページから 9 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 3 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 4 号 平成 25 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産調書を含め、7 ページから 29 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産調書を含め、5 ページから 14 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産調書を含め、5 ページから 12 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 4 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 5 号 平成 25 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5 ページから 22 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 6 号 平成 25 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5 ページから 9 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 7 号 平成 25 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5 ページから 8 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第 8 号 平成 25 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5 ページから 9 ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第9号 平成25年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第10号 平成25年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第10号についての質疑を終結いたします。

これで質疑を終結いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は前方の右壁に表示されますので、十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、8番 木内利明議員の質問を許します。

8番 木内利明議員。

○8番議員（木内利明君）

私は、この定例会におきまして、「なんぶ健康会議」の果たす役割と題して質問をするものであります。

はじめに、町が町民に果たす役割の中で、命と健康を守る保健事業は、重要事項に位置付け

られていると思いますが、平成25年度は生活習慣病の40%が高血圧症で、ほかにも糖尿病・高脂血症・心疾患病が増加傾向にあり、また最近では、認知症予備軍や他の疾患も増えていて、国保医療費は6億4,600万円台であり、町の繰入金8千万円を投入しなければならぬ運営状況でありました。

そのほかにも、後期高齢者医療給付費や介護保険の医療給付費と一般医療費を合わせると、年間17億8,700万円の予算が必要となり、これまでのやり方ではやがて財政破綻を起こすので、町の一大事業として、薬漬けの健康維持ではなく、医療費の抑制につながる未病対策として心身の健康づくりを進めようと、6月の国保運営協議会で確認されたところであります。

今回は、この運動体として横割行政を主軸とした住民課・福祉保健課・生涯スポーツ課・医療センター・愛育会・医食同源の視点から食生活推進員会で組織して、運動部会・食生活部会・医療部会を設けて「なんぶ健康会議」を設立して、健康づくりに取り組まれるようでありますが、次の事柄について、伺うものであります。

まず1番目として、この「なんぶ健康会議」は、未病対策としてどのようなことに重点を置くのか。町民への下部浸透はどう図っていくのか。また、地域で成果を上げるために地区の組織化を考えているかということであります。

2つ目は、3つの老人クラブは地区民生委員さんが中心になり、毎月、サロン会を催し、保健師の指導もあり、心身の健康づくりに寄与していますので、他の老人クラブへの普及を考えていただきたいと思います。

3番目に、昨年12月議会で指摘させていただいた、長野県佐久市の、慢性化した高血圧症を、減塩運動を30年間続けて医療費の30%を削減した活動に学び、我が町の疾患1位の高血圧症の改善策として取り入れるのかを聞きたいと思います。

最後であります、この健康づくりでは、内科的なものだけではなく外科的なことも扱っていただきたい。特に運動療法として、60歳以上の方は特定健診時に体力能力を調べ、将来の外科的な疾患を予防するために、早期発見・早期治療のリハビリ治療に理学療法士とその関係者を充て、働き盛りの方にはインストラクターにケガを防ぐためのストレッチ・スクワットなどを施してくれる運動部会にしていきたいと思います。

そして食事療法では、栄養過多と食事バランスの悪さから糖尿病やその予備軍も多いと聞いておりますが、命をつなぐ食事ですから、学校給食のようにバランスの取れた献立を、大人の南部食として町民に提案できるよう、管理栄養士やスタッフの皆さんにお願いする次第であります。

以上のことについて、町長の考えを伺うものであります。

○議長（萩原敬君）

8番 木内利明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは木内議員の質問にお答えいたします。

まず第1番目の「なんぶ健康会議」の果たす役割は、の質問であります、**「なんぶ健康会議」**は健康長寿のまちづくりを目指し、今年4月に発足いたしました。

この会では、南部町における医療費や人口動態の分析をし、現状を把握した上で、高血圧・

糖尿病などの生活習慣病予防対策を、町としてどのように継続して推進・強化していくべきか、方向性や重点目標などを決定し、その目標に沿った形で町全体として取り組んでいくという趣旨であります。全体会・小委員会などで議論が重ねられ、現在は、キャッチフレーズや重点目標が決定されたところであります。

「なんぶ健康会議」はどのようなことに重点を置くか、町民への浸透はどう図っていくか、地区の組織化は考えているのか、であります。が、「なんぶ健康会議」では、次の重点目標と基本方針が決定しております。重点目標としまして、町民とともに生活習慣病の発症と重症化を予防する。基本方針としまして、1つ目に1次予防の重視。2番目として町民主役の健康づくり。3番目として、健康づくりを支える環境づくり。4番で重症化予防の徹底。以上を柱に長期的に取り組みを進めていく方針であります。

次に、町民への浸透についてであります。先ほどの目標を達成していくためには、町民一人ひとりが主役になり、意識して生活習慣を変える行動を起こしていかなければなりません。そのためには、メディアを活用したり、地区組織による声掛け、各事業を通して常に情報を発信し、生活の場に届けていかななくてはならないと考えています。

今後、「なんぶ健康会議」で決めたキャッチフレーズ「スマイル南部～健康長寿日本一を目指して～」を広め、生活習慣病予防の意識を高めていきたいと思っております。

また、地区での組織化についてですが、現在、健康づくりの地区組織として、愛育会・食生活改善推進委員会が活動しています。町を挙げての運動としていくためには、男性の参加も不可欠と考えておりますので、今後の展開方法については検討していきたいと思っております。

2番の地区サロン活動の支援について。

この事業は、対象を老人クラブに限定したのではなく、地域の高齢者を対象として、介護予防を目的として、主に民生委員・福祉推進委員・ボランティアにより開催されています。

昨年度の実績は25区34会場で実施いたしまして、参加人員は664人、延べ2,010人でありました。

3番の減塩運動についてであります。減塩の推進運動については、現在、食生活改善推進委員会で、受け持ち地区への声掛け、味噌汁の塩分測定や各種イベントでのPR等を通し、継続実施しているところであります。「なんぶ健康会議」の食生活部会の中でも重要な活動として取り上げられており、今後も継続して推進してまいります。

次に、運動療法・食事療法についてであります。まず運動については、「なんぶ健康会議」の運動部会の中で、生涯を通じて運動習慣を持ち筋力を維持することを目標に、生涯スポーツ課、アルカディアスポーツセンター、福祉保健課で連携し、推進展開してまいります。

高齢者に対しては、現在、包括支援センターが中心となり取り組んでおります。運動機能のチェックリストで調査し、対象者に筋力若返り教室・パワーリハビリ教室等を実施し、理学療法士を中心に予防活動に重点を置いていきます。

次に、食生活についてであります。同じく「なんぶ健康会議」の食生活部会の中で、栄養士を中心に検討しているところでありますが、「よく噛むこと・野菜を増やそう・減塩」をキーワードに活動を展開していきます。

なお、昨年度、食生活改善推進委員会で全戸配布したレシピ集を活用し、バランスの取れた献立を広報等に掲載し、情報提供に努めております。

以上です。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

木内議員。

○8番議員（木内利明君）

ただいま、町長から答弁がありました。

これからしていこうという方針を、そのまま堅持して進めたいということで、私も非常に喜んでいるところでもございます。

ただ、一人ひとりがその気になってというときに、誰かがそれを推し進めるとか、また参画していない人たちを呼び込んでいく、このことが、これからは大事になってくると思います。お年寄りの方たちがサロン会に来るけれども全員来るわけではないですね。だから、健康で働きたい人は畑でもどこでも行って働いているし、そして何もやることがない場合に、「民生委員さん、何か私たちもやりたいんだけれども」という声掛けから始まって、地元の場合は集まってくれているようですが、ただ、いろいろなものを、これから支援策として持ち込んでいかないと、ネタ切れになって、「じゃあ私はいいや」ということになってしまうと。

これまでしてきた人たちが、飽きないで健康寿命を延ばすという観点に立って考えたときに、どうしても支援策的なものが必要になっているだろうなと思います。

1点、再答弁をしていただきたいことは、去年も同じことを言ってますみませんが、高血圧症を治すためには、実践したところへ行ってくれば一番分かるじゃないですか。制度とかそういうものはネットを見ればみんな載っているんです。一番大事なことは、この30年間にどういう苦労をしてきたのか。どういうことをしていけばいいよ、こういう組織化をしたよと、そういう30年間の苦労を、行って聞いてくるということは、実施していくうえで非常に役立つものだと思います。

ここにこだわっているのは、どうしても高血圧が引き金になって、ほかの病気へ移行している人もいますので、できればではなくて、うちの健康づくりを成功させるための1つの土台として、関係課長さんたちもおられますから、そういう先進地に学ぶということが、私は必要なことであると思います。

そんなことで、去年もお願いしましたが、どうしてもその一步が踏み出せないのですが、ではこのままでいいかといえ、そうではない。やはり30年間の苦労というものを、いろいろとお聞きする中で、いろいろやることも教えていただけたと思いますが、このことについて、先進地へ行って勉強もさせると。そのお答えを町長からいただければありがたいと思っております。

町長、よろしくお願いいたします。

○議長（萩原敬君）

木内利明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

木内議員のご質問ですが、私もそのとおりだと思っております。

実は私、年頭のあいさつで「今年度は高騰する医療費抑制に向けての行動を起こす」と言明

し、そして4月に「なんぶ健康会議」を発足させました。

今は各部会に分かれて活動しているところではありますが、残念ながら、すぐに結果が表れるものではありません。ですから、毎日の地道な努力の積み重ねが、やがては大きな成果をもたらしてくれると確信しております。

そこで、実は私も思っているのですが、今後は議員さんを交えた中で、我々もそうですが、一緒になって全町的にこの運動を展開していきたいと常々思っていますから、ぜひそんな形で進めてもらえればいいかなと思っています。

それから先ほどの件ですが、ちょっと下地ができましたから、現地視察は何とか計画します。以上です。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁がありました。

再質問はありませんか。

木内利明君。

○8番議員（木内利明君）

要望として聞いていただきたいのですが、8月22日の山日新聞1面の一番下に、私は健康に寄与する油だと思っていたものが、とんでもない、大変な病気を引き起こす成分が入っていたということで、コーンから取っている油だと思いますが、勇気のある先生が書いてくれたのがあります。

これまで私たちは良としてきたけれども、新しい観点から見ると、その油は体に害を及ぼす物質がたくさんあったということが発見された。そういうことで日々変化をして、担当課長たちもそういう面では大変でしょうが、頑張って、新しいそういうものをちゃんと身につけて町民へ発信をしていただければ、本当の意味でいいなと思っています。

それともう1つは、町長、この町はショウガの名産地ですよね。これも新聞に載っていたわけですが、実践している議員さんもおりますが、ショウガをそのまま食べていたのでは、案外効能がない。スライスして蒸して乾燥させて粉にして、それをお湯に溶いて飲めば、10倍の効果がある。それは認知症に効きますよという文言でした。

地元でもそういう素晴らしいものがありますから、お金を出すばかりではなくて、ショウガを作らせれば体を使うでしょう。だから健康づくりにも役立つし、そしてできたものは、認知症の予防になるとすれば、一石二鳥どころではないではないですか。

そういうことがありますので、多方面から、健康になるためにはどんな方法があるかということ、ともに考えて実践をしていって、町民一人ひとりがきちっと意識を持っていくようにしていければいいと思っています。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（萩原敬君）

以上で木内利明議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、望月將名議員の質問を許します。

5番、望月將名議員。

○5番議員（望月將名君）

私は、学校敷地（町有地）の法定外公共物の払い下げ手続きは、ということで、町長に質問いたします。

4月24日、26年第1回臨時議会が行われました。その中で、臼井国際産業株式会社所有地取得の用地買収費2億2千万円が計上されました。その後、説明会や6月定例議会等で内容の説明を受け、全員で協議検討をしてきました。目的については、この土地を町が取得し、企業を誘致し、町の若者が安心して働ける雇用促進を図り、この町の人口減少に歯止めをかけ、活性化を図っていくという説明がありました。

しかしながら、この敷地内は、赤道・水路・緑地等、法定外公共物の払い下げ登記手続きがなされておらず、町がこの手続きを済ませたあとに更地にして企業誘致するということです。

今回のこの土地についての反省点として経緯をあげると、昭和46年12月から昭和48年2月まで、農地転用事前審査申請から農林大臣の許可を受けています。所有権移転登記で臼井バンディチュービング株式会社が48年2月5日付けで購入しています。農地転用の許可が来て、48年3月から造成工事、道水路の付け替え工事が行われてきました。そこまでの造成工事で中止となっているわけでございます。

その4年後、昭和52年11月17日に関東農政局より、農地転用催告を言い渡されています。これは農地転用許可どおりに事業を進めなさいという催促の通知であります。それにもかかわらず、昭和58年12月12日付けで農地の地目、田・畑が雑種地に地目変更されました。これは国土調査法により、現況地目ということで処理されたものです。その登記原因は、昭和48年以降不詳地目変更ということでした。その後、何の手続きもなく、現在に至っております。

この件について、今後一番大事なことは、赤道などの法定外公共物の払い下げ登記手続きがなされなければ、工場の建設もできません。この土地については、町で法定外払い下げ手続きの委託発注済みですので良いわけですが、現在ある学校敷地（町有地）内に法定外の公共物である赤道・水路・緑地等の払い下げ手続きがなされていない場所がいくつかあると思いますが、このような事態が今後ないよう、毎年計画的に処理していくことが大事ではないかと思いますが、町長の考えは。

○議長（萩原敬君）

望月将名議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの望月将名議員の質問にお答えいたします。

望月議員の質問要旨は学校敷地等、町有地内の法定外公共物の計画的な払い下げについてであります。

ご存じのとおり、法定外公共物とは道路法や河川法の適用を受けない、赤道や水路などのことをいいます。

法定外公共物は地方分権の一環として、平成17年、国から都道府県および市町村に譲渡され、用途廃止の手続きができるようになっております。その事務の取扱いについては、国は平成16年に関係機関への通知で、莫大な量の登記事務となることから、登記は都道府県または市町村が必要になった時点で行うとしています。

議員ご指摘のとおり、学校敷地等、町有地内の法定外公共物の計画的な払い下げを進めることが望ましいのですが、測量をはじめ高額な費用がかかるため、本町をはじめ近隣町村でもあ

まり進んでいないのが現状です。

当面は、新たな開発行為を行う際に、法定外公共物等の用途廃止の手続きを取り、事業を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに参考までにですが、法定外公共物が何もない施設としては、本庁舎、富河保育所、富河小、旧富河中、万沢小、旧万沢中。法定外公共物のみある施設とすれば、分庁舎、睦合保育所、栄保育所。法定外公共物ほか白地等がある施設は睦合小、栄小です。

以上であります。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○5番議員（望月將名君）

町長の回答にあるように用途廃止処分で、平成17年、財務省から町へ移管されたわけでございます。そういう中で、必要な案件が出たときにそういう手続きを取っていききたいと。そういうことでいいという通知があったという答弁がありましたが、こういった事例が、以前、中学校を統廃合したときに、バスで送迎しなければならないということで、横へ駐車場を造りましたが、そのときにも南部中学校の敷地内に多くの法定外公共物がありました。

そういう中で、物事を進めていくときに大事なことだと思いますが、こういうことが障害になって、その物件が進まないということが今までもあるわけですので、予算を見ながら、こういうものがあることについては、通常ですと、町が財務省から受け継いでいるのですから、指導的立場であるはずなんです。

ですから、もう少し考えていただいて、計画的な法定外の払い下げ手続きをやっていってもらえることがいいのではないかと思います。

それと関連したことですが、農地転用制度について、先月20日ですか、大規模農地を別の使い道に変更する場合、農地転用制度に関し、全国の知事会など、地方6団体の改革案について、農林水産省が反論の文書を出しております。農地法がなかなか守られていないということで、全国の知事会でも、農地法で規制が課せられて、いろいろなことが何もできないではないかということで、こういう文書を出したと思うんです。

それに対して、やはり改革案どおりに転用を判断する権限を市町村に移せば、農地が減って食糧需給率の悪化につながりかねないので、国の関与を残すべきであると主張しているわけです。やはり、農地法があるのですから、それに沿って厳格に法を守る、そして町は農地法についてもすべて窓口になっているのですから、こういったものから考えて、どんどん指導をしていくことが大事ではないかと思います。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今、將名議員がおっしゃいましたように、知事会でもそういう形で進んでいます。実は全国の町村会も、我々もそういう考えで答申をするといえますか、要望するわけですね。

例えば我々もこうやっていろいろやっても、どうしても農地法でいろいろなことが止

まってしまうという、非常に大変なところがありますので、これはぜひそんな形で我々も動いていきたいなと思っています。

それと、先ほどの件ですが、事例が起きたときにやると、かなりの高額な費用がかかりますから、そういう形の答弁をしましたが、これから先を見越した中で、私もこれはこうだと思ったときには同時にそれを進めてまいります。時間を置けません。

そうしめんと、やはり次から進めることに支障を来たしますので、そんな形で私は考えております。

○議長（萩原敬君）

以上で望月将名議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、森田守議員の質問を許します。

3番、森田守議員。

○3番議員（森田守君）

院外処方移行への必要性和経緯について、質問いたします。

南部診療所では、開院以来行っていました院内処方を、先月8月18日から投薬を院外処方へと移行されたところでございます。

院外処方移行実施につきましては、先般、町長から説明がなされたところでございますが、南部診療所を利用されます多くの患者さんに関わることでありますので、あらためて伺いいたします。

お盆前に全戸に配布されました南部診療所からのチラシによりますと、厚生労働省では医薬分業を進めていて、多くの病院や診療所で院外処方への移行が進んでいるとありましたが、これまでの院内処方では利用される患者さんや診療所の運営上、何か不都合なことでも生じていたのでしょうか。

院外処方にすると、薬の専門家の薬剤師から薬の説明や服薬指導を受けることができるなど、利点の説明もありましたが、院外処方への移行の必要性和移行に至った経緯について、伺いいたします。

併せて、移行後20日あまり経過いたしました。患者さんの反響などありましたら、差し支えなければお聞かせください。

また、万沢診療所での投薬はどのようになっているのか、伺いいたします。

以上です。

○議長（萩原敬君）

森田守議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまの森田議員のご質問にお答えさせていただきます。

南部診療所では、8月18日から投薬を院外処方へと移行いたしました。その必要性和経緯についてであります。まず経緯については、平成22年度に保険医療機関等の指導監査が集团的個別指導ということでありました。その翌々年の24年度には個別指導として再度監査を受けました。この個別指導の選定基準は、レセプト1件当たりの平均点が高い医療機関が対象となります。

南部診療所は高齢者の受診、慢性疾患の患者さんが多いこと、医療と投薬が分業されていないことから薬剤の点数が含まれ、レセプト1件当たりの平均点が高くなっています。

また、南部診療所は近年診療科目も増え、患者さんにとっては利便性が高くなりましたが、内科と外科、あるいは内科と精神科のように、比較的高価な組み合わせとなり、保険点数の改善が非常に困難な一面もあります。

しかし、改善されないと、今後も個別指導の対象になる可能性が非常に高く、診療報酬の一部返還金が生じてくる場合もあります。

また、個別指導の当日は、診療所を休診にしなくてはならないため、診療には大きな支障を来すことになります。

また、院外処方にしますと、患者さんは薬剤師による薬の十分な説明を受けられ、薬の重複や飲み合わせによる危険防止などとともに、薬についての相談ができることとなるため、院外処方に移行しました。

次に、移行以来20日あまり経過しましたが、患者さんの反響については、診察時には市川医師による丁寧な説明と、会計時にも処方せんを渡ししながら説明しておりますので、診療所においては、今のところ特に支障はありません。

次に、万沢診療所での投薬についてであります、こちらは今までどおり院内処方で行ってまいります。

最後に、医師と薬剤師が処方せんをチェックし合い、より安全で質の高い薬剤治療ができ、ジェネリック医薬品などの利用を含め、投薬費が少しでも抑えることができればと考えております。

以上です。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、森田守議員。

○3番議員（森田守君）

詳細に、必要性和経緯につきましてご答弁をいただきましたので、再質問はございません。

本町の国民健康保険者であります町長が、諸般の情勢を勘案されて、大変苦慮された上で決断されたところではないかと思えます。

まだ、移行直後でありますので、細かいことがいろいろあると思いますが、移行されましたからには、診療所を利用される患者が院外処方を有効に利用されますことと、これによりまして、さらに充実した診療内容とスムーズな運営がされますことを願って、質問を終わります。

○議長（萩原敬君）

以上で森田守議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありません

か。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日１０日水曜日、１１日木曜日は、各常任委員会の審査が行われます。

会場は２階大会議室、開会は午前９時であります。

時間までに２階大会議室にご参集くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

また、１２日金曜日は、本会議２日目、現地視察を行います。

午前９時１５分開会となりますので、議員の皆さまは午前８時４５分までに控え室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ２時２５分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成26年9月9日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 2 日

平成26年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第1号）

平成26年9月12日
午前9時15分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	遠 藤 光 宣	2 番	仲 亀 佳 定
3 番	森 田 守	4 番	望 月 藤 一
5 番	望 月 將 名	6 番	簀 持 雅
7 番	鍋 田 幹 雄	8 番	木 内 利 明
9 番	堀 之 内 可 和	11 番	佐 野 哲 也
12 番	内 田 大 明	13 番	萩 原 敬

5. 欠席議員（ な し ）

6. 会議録署名議員

3 番	森 田 守	4 番	望 月 藤 一
-----	-------	-----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

福祉保健課長 地域包括支援センター所長	(兼)	鈴木正規	水道環境課長	若林邦治
建設課長		長坂正志		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

開会 午前 9時15分

○議長（萩原敬君）

おはようございます。

ただいまから平成26年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、3番 森田守議員および4番 望月藤一議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路はお手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に行きますので、お願いいたします。

《現地視察》

○議長（萩原敬君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、9月25日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは午前9時までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

たいへんご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成26年9月12日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

森 田 守

会議録署名議員

望 月 藤 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 小 倉 弘 規

平成 2 6 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 5 日

平成26年南部町議会第3回定例会（第3日目）

議事日程（第1号）

平成26年9月25日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願等審査の委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑
- 日程第4 町長提出議案の討論・採決
- 議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 議案第44号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の減額に関する特定条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 6 号 平成 25 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 25 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 25 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 25 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 25 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決
- 発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 発議第 3 号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について
- 発議第 4 号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出について
- 日程第 6 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	望月將名	6番	簀持雅
7番	鍋田幹雄	8番	木内利明
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	内田大明	12番	萩原敬

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

5番	望月將名	6番	簀持雅
----	------	----	-----

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	佐野和広	教育委員長	瀧政幸
代表監査委員	若林泰文	教育長	若林正昭
会計管理者	仙洞田秀文	総務課長	四條和彦
交通防災課長	望月一弥	企画課長	佐野隆行
財政課長	望月政文	税務課長	望月哲也
住民課長	古屋秀樹	福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	鈴木正規
アルファセンター所長	新井稔	デイサービスセンター所長 （兼）老人福祉センター所長	小池治男
健康管理センター所長	近藤勝	子育て支援課長	田村秋人
水道環境課長	若林邦治	環境センター所長	稲葉芳幸
産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	長坂正志
登記室長	佐野日出夫	学校教育課長	青木司
生涯学習課長	梶原猛	生涯スポーツ課長	遠藤良彦

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	小倉弘規
--------	------

○議長（萩原敬君）

皆さま、おはようございます。

平成26年第3回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

見事に色付いて頭をたれた稲穂の波が収穫時期を迎え、各地区で大変忙しい時期となっております。

今年の稲作は5月から6月にかけて低温や日照不足の影響を受けたものの、その後、気候が回復し、おおむね平年並みと伝えられておりますが、これから収穫期を迎える農作物の豊作を願うものであります。

さて、10日、11日の各委員会審査に引き続きましての12日の現地視察は大変ご苦労さまでした。道の駅「ふじかわ」では、7月にオープンしたばかりでお忙しい時期にもかかわらず、丁重なる対応をしていただきました。心から御礼を申し上げたいと存じます。

今後、我が町において、中部横断自動車道中野インターチェンジ付近に整備が予定されている交流施設の計画策定に、大いに参考になることと思います。

ところで、先の通常国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律は、本町のような中山間地域にとっては、大変影響のある改正であります。その中でも特に注目すべきは、新たな広域連携制度の創設が盛り込まれたことであります。

これによりますと、一部事務組合のような新たな別組織をつくらず、地方公共団体が国家間条約的な連携協約を締結できる仕組みの導入であります。人口5万人程度の定住自立圏を構成し、社会福祉関連事業やインフラ維持に関する業務、地域振興の企画部門業務について、協約に基づいて連携していくというものであります。道州制を連想させる制度改正となっておりますので、我々地方議会も今後の動向を注意深く見守ってまいりたいと思います。

彼岸もあと2日となり、朝晩は大変涼しくなってきました。各位にはご自愛いただきたいと存じます。

それでは本日も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会3日目のあいさつとさせていただきます。

本日は、平成26年南部町議会第3回定例会3日目であります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番 望月將名議員、および6番 簗持雅議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 常任委員会に付託いたしました、請願第1号、請願第2号、陳情第3号および陳情第4号に関しての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

最初に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、請願第2号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書について、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、以上3件について、文教厚生常任委員会 木内利明委員長、報告をお願いいたします。

8番、木内議員。

○文教厚生常任委員長（木内利明君）

請願および陳情についての審査結果について、報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました2件の請願および1件の陳情について、9月11日午前11時40分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査をいたしました。その結果報告をいたします

はじめに、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、未来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、請願の趣旨もよく理解できるので、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書についてであります。

手話を使うろう者にとって、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、障害者の可能な限りの手段選択の機会が確保されるべきことから、請願の趣旨を了承し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情についても、病態が知られていないことで、経済的・精神的苦痛をも強いられることは、厳しい現状であります。

陳情の趣旨が十分理解できることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

委員長は、その場でお待ち願います。

最初に請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で請願第1号に関する質疑を終結いたします。

次に、請願第2号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で請願第2号に関する質疑を終結いたします。

次に、陳情第3号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で陳情第3号に関する質疑を終結いたします。

木内利明委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、陳情第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情書について、総務建設常任委員会 望月將名委員長、報告をお願いします。

5番、望月議員。

○総務建設常任委員長（望月將名君）

陳情書の審査の結果について、報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託されました、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情書1件について、9月10日午後3時20分より南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査をしました。

本陳情は、来年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げの増税中止を求めるとの趣旨であります。現在のところ、政府において引き上げるかどうかの判断に向け、有識者を集めた点検会合を11月下旬に開く方針が示されております。

改正消費税税法附則では、経済状況を好転させることを引き上げ条件としています。また、今、1千兆円を超える国の借金の中で超高齢化社会に向かう社会情勢を考えたとき、安心した社会保障システムの安定性・公平性を担保するという観点からも、現段階で地方議会が採択すべきではないとの結論に至りました。

結果、本案件は趣旨に沿いがたいため、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、その結果については、会議規則第94条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

以上で陳情第4号に関する委員会報告を終了いたします。

望月將名委員長は、その場でお待ち願います。

陳情第4号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で陳情第4号に関する質疑を終了いたします。

望月將名委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

請願第1号、請願第2号、陳情第3号および陳情第4号に関して、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

次に採決を行います。

最初に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、請願第2号については、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、陳情第3号については、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情については、委員長報告のとおり不採択とするべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、陳情第4号については、不採択することに決定しました。

○議長（萩原敬君）

日程第3 常任委員会に付託しました、町長提出議案に関する審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 望月将名委員長、登壇願います。

5番、望月将名議員。

○総務建設常任委員長（望月将名君）

それでは、総務建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成26年南部町議会第3回定例会の総務建設常任委員会委員会審査報告をいたします。

本委員会は平成26年9月10日、水曜日に開会し、午前9時から午後3時30分まで南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、望月将名、望月藤一副委員長、内田大明委員、堀之内可和委員、鍋田幹雄委員、仲亀佳定委員、萩原敬議長。

執行部からは、総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課・農業委員会、建設課、登記室、議会事務局の各課長、室長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第44号から認定第10号までの9件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。
質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。
それでは、報告書をご用意ください。

最初に審査報告書の3ページです。

総務課・分庁舎・万沢支所関係の報告を行います。

中ほどの、議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

問 一般管理費中、委託料に人事評価制度構築支援業務とあるが、誰が評価するのか。

答 地方公務員法が今年5月に改正されたことにより、2年以内に人事評価の導入が義務付けられました。平成28年4月1日施行に向けて準備を進めなければなりません。今回の業務委託内容は、職員アンケートの分析・報告書の作成・人事評価制度素案の作成と検討結果を踏まえた素案の修正等であります。細かな点はこれから決定していくこととなりますが、一般職員の評価は管理職が行います。管理職については、町長はもちろんですが、主幹課長がすることになるのか、今後、検討することになります。人事評価については、型にはまった評価ではなく、職員の人材育成・士気高揚・能力向上を図ることが狙いと考えております。

4ページをお開きください。

認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入

問 19ページ、財産貸付収入中、2節情報通信設備貸付収入は経費との差し引きで、どのような数字となっているか。

答 貸付収入2,189万5,574円に対し、支出については、伝送路施設の保守と地下埋設の使用料で合計2,185万1,497円となっており、IRU契約により、ほぼ相殺の形です。

次に5ページをお開きください。

交通防災課関係でございます。

中ほどの認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入の下から11行目。

問 町営バス全路線の運行収入、利用者数実績と町の負担について説明を。

答 全路線の運行収入は、運賃収入195万7,650円、回数券収入6万8千円で、合計202万5,650円となっています。利用者数は診療所上佐野線・内船十島線で6,445人、南部循環線1万3,698人、徳間十島線1万1,569人、徳間内船線7,258人、陵草線が955人で、合計3万9,925人となっております。利用者数は、少子化や高齢化の影響で前年度より減少しています。運行委託料は人件費分として1,799万7千円で、南部交通へ委託しております。これ以外の修繕費や保険料などの維持管理費等は町が負担していますが、町民の身近な交通手段としての役割を果たしています。

次に6ページ、中ほどです。

問 避難所の耐震化についての説明を。

答 南部町地域防災計画では、避難所は120カ所を指定してありますが、学校施設等公共施設以外の公民館・集会所の大半は、耐震化がされていないのが現状です。避難者拠点施設として耐震化の促進を図らなければなりません、避難所施設等の耐震化には非常に大

きな予算を伴うものでありますので、今後の喫緊課題として検討しなければなりません。
次に7ページをお開きください。

企画課関係です。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

歳出

問 9ページ、企画費中、委託料の水源水質調査とは、どこでどのような内容で行うのか。

答 臼井産業から買い求めた土地で、企業誘致活動を進めるにあたり、水を必要とする企業が進出する場合を考え、業種が限定とならないよう、どんな水質のどれだけの水量が確保できるかを把握することが必要であると考え計上しました。水脈調査に5地点で85万4千円の費用を見積もっていますが、候補地の絞り出しを行い、次に最も適した地点の試掘調査を、15センチ管で深さ50メートルのボーリングを行う予定です。その費用に439万5千円を見積もっています。これにより、今後のPRに反映したいと考えております。

問 工業用水ということか。飲料水等については、今行っている交流促進施設の水道工事のもので足りるのか。

答 飲料水やトイレ用など、通常の使用であれば賄えるということで、水道環境課と確認が取れています。これ以外に大量の水を必要とする場合には、対応が難しいということです。また、調査の結果、飲料水にできるものであれば最高ですが、水質結果に応じた広報をしていきます。

次に8ページをお開きください。

一番上の問いです。

問 現在、水量を必要とする企業について、多少でも誘致のあてはあるのか。

答 今のところそのような引き合いはありませんが、これからPRしていくために、県の企業誘致マップやガイドに詳細を掲載するにあたって、水についての情報がないのでは、問い合わせがあっても納得のいく返答ができません。試掘の結果として話ができないと交渉になりませんので、そのための調査だにご理解いただきたいと思います。

次に9ページ、中ほどです。

問 事務概要、空き家バンク制度について、空き家実数の把握をしているか。その登録に向けての対策は。

答 昨年10月に職員の動員による近隣の空き家調査を行いました。廃屋・手直しにより使用できる物件・今すぐ使用できる物件に3段階評価し、全体で200余りの物件があり、今すぐ使用できる物件が60件近くありました。所有者に登録を勧めるということですが、近所に聞いても訪ねる先が分からない場合が多く、課税台帳に頼るしかありませんが、個人情報問題から閲覧ができません。このため、固定資産税の納付書送付の際に、制度登録を勧める文言を入れたところ、数件の問い合わせがありました。今後は近所からの聞き取りに力を入れて、所有者を調査し通知することにより、理解を得たいと思っております。

次に10ページをお開きください。

10ページは財政課関係でございます。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

歳入

問 繰越金補正 3, 438 万 3 千円となっているが、留保分はどの程度か。

答 4 月に企業誘致のための用地購入で 2 億 2 千万円の補正をしておりますので、今回 9 月補正をしたあとの残りとして、留保財源が 1 億 3 9 6 万円となります。

次に中ほどです。

問 町債全般についての財政課長の考え方は。

答 今後の交付税の減額に備え、将来の負担を軽減し財政の体質を高めるため、繰上償還が可能なものについてはできるだけ行うことで、起債残高を減らしてきたところであります。大きな事業を行う際には、過疎債等の有利な起債の適用により、事業を進めていきたいと考えております。

次に一番下の問いでございます。

問 事務概要、性質別歳出の補助費等が年々伸びていく傾向だが、見直しについては。

答 町からの補助金等については、平成 23 年度から調査を実施し、各課から報告書の提出を求め、見直し等を行いました。25 年度はさらなる見直しとして、交付要綱等も、町として定めたものから事業別のものを作成するよう、財政課から指示をして対応しております。このように町単独で行っているものについては、かなりの見直しをしてきております。今後もさらに検討していきたいと思いますが、そうでないものについては、増加の傾向にありますので、今後いかに抑えていくか、改善すべき事項であると考えております。税務課関係であります。

12 ページの下段です。

認定第 1 号 平成 25 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入

問 徴収率は昨年より上がっているが、県下での状況は。

答 速報状況によりますと、本町の徴収率は 96.6% で、早川町、小菅村、忍野村に続き、第 4 位となっています。なお、昨年は 96.0% で 5 位でした。

13 ページをお開きください。

一番下の問いです。

歳出

問 税務総務費中、償還金、利子及び割引料の不用額が大きいが。

答 町税の還付をするための予算ですが、還付額については予測がつきにくい部分のため、当初予算は過去の還付額等を参考に 650 万円計上しました。25 年度は 348 万 420 円が還付され、301 万 9,580 円が不用額となりました。

14 ページをお開きください。

産業振興課、農業委員会関係でございます。

議案第 46 号 南部町一般会計補正予算（第 3 号）。

歳出の上から 2 問目の問いでございます。

問 農業振興費中、やまなし農業ルネサンス総合支援事業補助金は、県からの補助金を、町を通じて茶業センターへ補助するとのことだが、茶業センターではどのような設備を整備するのか。

答 茶業センターの電算システムを構築するもので、計量精算システム、履歴管理システム、生葉評価システム、荒茶販売システム、労務管理システムの 5 段階が統括管理できるよう

になります。

次に15ページをお開きください。

15ページの中ほどより下です。

問 指定管理施設の更新施設について、状況は。

答 道の駅とみざわは、今年更新しましたが、安定した運営状況となっています。温泉施設2カ所は来年度更新予定となっているため、指定管理者の公募を実施しているところです。現在の指定管理者も含め、なんぶの湯に3社、奥山温泉に5社の申し込みがされている状況です。

次に1つ飛びます。

問 経営状況が赤字続きの施設でも、今後も継続していくのか。

答 新たな指定管理者を選定する中で、民間経営による経営努力を模索していくことと、過疎債のソフト事業なども活用して縮減に努めていきます。

次に17ページをお開きください。

建設課関係であります。

認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出で一番下の問いでございます。

問 町営住宅の耐震化の状況は。また、4団地の今後の払い下げ計画はあるのか。

答 中村、内船、北坂、越渡の4つの町営住宅団地は、昭和40年代に建築した木造住宅であり、耐震構造とはなっていません。今後、退去した住宅は、順次取り壊しを考えています。住宅の払い下げについてですが、現在計画はありません。町営住宅の入居者への住宅の払い下げについての意向調査も考えながら、今後の方向性を検討する必要もあるのではないかと思います。

次に19ページをお開きください。

登記室関係でございます。

認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出

2番目の問い。

問 今後の事業進捗予定は。

答 現地調査については、平成29年度を最終目標としていますが、その結果の認証には2年を要するため、平成31年度に法務局への送付を行い、地籍調査事業が完了する計画です。

次に20ページをお開きください。

20ページは議会事務局関係ですが、主な質疑はございませんでした。

以上で総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

委員長報告が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

望月將名委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 木内利明委員長、登壇願います。

8番 木内利明議員。

○文教厚生常任委員長（木内利明君）

文教厚生常任委員会、委員会審査の報告を行います。

本委員会は、平成26年9月11日木曜日に開会し、午前9時から午後2時35分まで南部町役場本庁舎2階の大会議室で審査を行いました。

出席者は委員長、私、木内利明、副委員長 簀持雅、佐野哲也委員、森田守委員、遠藤光宣委員、萩原敬議長であります。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、子育て支援課、水道環境課、環境センター、教育委員会、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファセンター、の各課長、所長および担当職員が出席して行いました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託されました14件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容については、文教厚生常任委員会審査報告書より18点を抜粋して報告いたします。

報告書をご用意願いたいと思います。

はじめに、3ページを開いていただきたいと思います。

住民課・医療センター関係であります。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入、7ページに記載されているものであります。

問 後期高齢者医療特別会計繰入金の額は昨年と比較してどうなのか。また、この会計はどのような状況にあるか。

答 この繰入金は前年度分医療費の剰余金です。試算については、広域連合でされています。

ちなみに24年度で591万8千円、25年度決算で228万2千円となっております。

24年度は医療費の増加に備えて、試算よりだいぶ多めに見込んだため、25年度では極力剰余金を少なくしようと上乗せ分を抑えたので、24年度に比べて減少しているわけがあります。

その下の議案第49号であります。

平成26年南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

議案集の21ページに載っているものであります。

問 国民健康保険税歳入の減額について、その内訳は。

答 26年度より国民健康保険税が改定となり、7月に保険税額が確定しましたので、これに基づく補正です。25年度より一般被保険者分で3,110万円、退職被保険者分で

520万円、合計3,630万円で18.6%の増収を見込みましたが、確定値を見ますと、2,740万円の増額にとどまりました。これにより、一般被保険者分の360万円、退職被保険者分の530万円、合計で890万円の減額となりました。減額の主な理由の中で3点ほどありました。所得割の基礎となる課税対象所得額が町民税は減っているということ、それから被保険者数が減っているということ。3番目に世帯数が減少していることであります。

4ページを開いていただきたいと思います。

上のほうであります、関連しております。

問 国保会計は当面は落ち着くと言えるのか。

答 6月診療分で一般被保険者分の医療費が5,100万円を超えており、今までで一番大きな額です。3月から6月診療までの4カ月分を前年度と比べると700万円ほど増えております。7月の診療を見ても5千万円を超えている状況で、医療費の増加が心配されます。年度末まで見ないと、はっきりした様子は分かりませんが、税額の改定については遅くとも12月議会にお願いしなくてはならないこともありますので、改定も視野に入れ、それまで推移を見守っていきたいと思います。26年度については問題はないという説明でありました。

次に、認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

一番下の問いであります。

民生費国庫負担金の関係で15ページに載っているものであります。

問 保険基盤安定負担金274万2,500円の保険税減額についての内訳は。

答 この負担金については、国保の軽減者が対象となります。7割軽減が471人、5割軽減が140人、2割軽減が318人で、合計929人です。

5ページを開いていただきたいと思います。

関連しておりますが、認定第4号であります。

平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

事業勘定 歳入について報告いたします。

問 国民健康保険税は2,023万8,242円の収入未済額があるが、例年との比較と対応について伺いたい。

答 滞納については、25年度当初116人でしたが54人が完納し、残り62人については分納している、または引き続き折衝中であります。現年度分の調定額は所得額の減少等が主な理由となり、314万5千円となっております。現年度分、徴収率は97.5%で、24年度より2.1%アップしました。また、滞納分の調定額は127万8,385円増額となりましたが、粘り強い納税折衝等により、891万6,951円の収入がありました。24年度より211万円ほど増額した収入額となっております。滞納分の徴収率は昨年度より7.2%の増となり、36.8%となりました。その中身ではありますが、景気が上向いていると言われておりますが、納税相談をしてみると、リストラや非正規労働者など低所得者や生活困窮者が多く、徴収の困難な状況が続いているということでもあります。今後の対応として、滞納者・未納者には、国保の仕組みについて十分周知し、納税意識の向上を図っていきたいと思います。さらに、住民課国保係と連携し、また一部では福祉保健課とも連携を図りながら行っていききたいという考えが示されました。

では、7ページを開いていただきたいと思います。

子育て支援課関係であります。

議案第42号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これは第1日目に提案され、十分議論したところでありますから、上の部分だけの報告にとどめておきたいと思います。

問 条例の内容について説明を。

答 国が進めている子ども子育て支援制度により、国の基準を踏まえて条例により定めるものです。一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子育て支援の充実を図ることを目的としますとのことです。以下は皆さんがこれから承知していくように覚えていただければ、ありがたいと思います。

では8ページを開いていただきたいと思います。

関連しております。

議案第43号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について。

1点質問がありました。

問 条件を満たし、1人から5人の定員であれば、個人で開設できると理解してよいか。

答 基準を満たせば開設できますということであります。

次に、認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

一番下であります。

問 21ページ基金繰入金 地域福祉基金繰入金の説明を。

答 就園児童支援金で、町内の公立保育所とみどり幼稚園の、納付済みの保育料と幼稚園費に対して、その30%を支援する原資であります。ちなみに、みどり幼稚園は42名分255万120円、4つの保育所で125名分719万9,100円です、合計167名分974万9,220円になります。基金の繰り入れについては、50万円単位ですので、950万円で、残りは一般財源です。

報告書の11ページを開いていただきたいと思います。

水道環境課・環境センター関係であります。

はじめに、議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第3号)に出ております。

歳出の部分の報告をいたします。

問 塵芥処理費中、解体工事のスケジュールはどうなっているか。また、予算計上は当初ではできなかったのか。

答 スケジュールについては、3カ月ぐらいを予定しております。10月に入札し、2月下旬に完了を予定しています。当初予算ではできなかったものかということですが、当初予算に設計監理費を計上し、7月に設計が完了したので、今回の補正予算となりました。

12ページを開いていただきたいと思います。

認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出

問 清掃費の不用額784万7,437円の説明を。

答 主なものは、パート賃金、昨年に比べ販売量が減ったため作成も減らしたことによるゴミ袋の印刷代等の需用費、峡南衛生組合へのゴミ処理委託料、ゴミ袋販売委託料、電気料、修繕費、メンテナンス委託料、職員時間外手当などです。

認定第2号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入の報告をしたいと思います。

問 5ページ、使用料の収入未済額が大きく、不納欠損が心配される。また、一般会計からの繰入金に依存しているので、料金改定の考えはあるか。

答 滞納整理については、平成25年度からFM情報通信を含めて、電話、訪問等も行い、徴収に努めています。繰入金は極力減らすように節約など努力はしています。料金改定については、消費税も増税される中、住民生活に直結する命の水を値上げすることはなかなか難しい状況です。

13ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会関係であります。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

歳出

問 13ページ、アルカディア文化館費の中、美術品権利購入費の内容について。

答 5月17日から6月15日まで町立美術館で開催された、金沢翔子書品展で、本町に関係する文字「南部の火祭り」を特別に書いていただき展示しました。この作品を著作権料込みで購入する代金です。これにより、火祭りのポスターとしても利用できるようになります。

14ページを開いていただきたいと思います。

問 小中学校の不登校に対する教育支援センターの状況は。

答 教育支援センターは、本年度から発足しました。業務のあらましは、学力の向上・不登校対策・特色ある南部町教育・青少年の教育相談です。不登校対策については、適応指導教室を毎週月曜から金曜の、朝9時から12時まで開設し、学校復帰を目標としています。利用者は若干名です。

一番下であります。

問 アルカディアスポーツセンターの指定管理者制度への移行は考えているか。

答 スポーツセンターは公の施設ですので、指定管理者制度の対象施設ですが、健康増進を目的に整備された施設ということを考えると、指定管理者への移行をした場合、収益重視となることが懸念され、町民も利用しにくくなることが予想されるので、現在のところ、移行する予定はありません。

15ページを開いていただきたいと思います。

福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係であります。

議案第46号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第3号）。

歳入についての質疑はございませんでした。

歳出

問 10ページ、予防費、委託料337万円について、水痘ワクチン予防接種委託料と高齢者肺炎球菌予防接種委託料の対象者と接種回数はどうなっているか。

答 水痘ワクチンについては、平成26年7月に予防接種法の施行令の一部改正があり、

10月1日から定期接種となりました。対象者は1歳から2歳児となりますが、経過措置として26年度に限り、3歳児・4歳児も対象になります。人数については181名ですが、すでに接種を受けた31名は対象外となり、最終的には150名が対象者となります。予算は95%140名を見込んでおります。なお、接種の回数は今年度1回ということがあります。高齢者肺炎球菌予防接種についても、予防接種法の施行令の一部改正に伴い、10月1日から行われます。高齢者の肺炎による死亡率が高いことから、1回の接種で5年間の免疫が付くワクチンが定期接種として認められたものです。65歳から5歳刻みの年齢を対象者とし、5年間にわたって65歳以上のすべての高齢者に接種の機会を設けることになっております。本年度は717名の方が対象となります。定期接種の回数は1回で、過去に同じワクチンの接種を受けた方は対象外となります。

議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

16ページのはじめであります。

歳出

問 37ページ、介護給付費準備基金積立金中、給付準備基金積立金について説明を。

答 精算に伴う国県支出金等の過年度分と、前年度繰越金の合計額から、一般会計への精算繰り出し金分を差し引いた、残額723万6千円を基金積立金とするものであります。

次に、認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

問 健診の受診状況と保健指導の現状は。

答 健診の受診率ですが、基本健診は2,107人で、そのうち特定健診受診率は65%、がん検診は肺がん検診70%、乳がん、大腸がん、肝がんは40%ぐらい、その他のがんは下がっていて20%ぐらいとなっています。生活習慣病予防ということで、特定健診を受けた方の中で状況を見ながら積極的支援の方を指導していますが、留守などでなかなか面会ができないので課題となっています。

これでしないというわけにはいきません。もし、最悪の場合には電話で指導をしてください。そういうことで、受けやすい状況を少しでも関係者に与えることが必要だと思いますので、これから一つそんなことにも配慮をしていっていただきたいと思います。

最後になります。

17ページを開いていただきたいと思います。

認定第5号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

問 介護保険料の滞納について説明を。

答 現年度分普通徴収保険料の未納者は21名で93万2,800円、滞納繰越分保険料は197万3,920円が未納となっていて、個別に訪問し、納付の指導をしているということであります。

最後であります。

問 現在の施設入所待機者の数は。

答 待機者は150名であります。

平成12年度に、こういう人たちを出さないために、制度をつくったのが介護保険制度であり、これだけの待機者が出るということは、私たちも町を挙げ、議会を挙げ、広域連合とも連携しながら、こういう問題を解決していかなければならないと思っております。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長（萩原敬君）

委員長報告が終わりました。

木内委員長はその場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

木内利明委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で各常任委員会委員長の審査報告および審査報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は１０時５５分といたします。

休憩 午前１０時４２分

再開 午前１０時５５分

○議長（萩原敬君）

再開いたします。

日程第４ 町長提出議案の討論・採決を行います。

最初に討論を行います。

まず、議案第４２号から議案第４５号までの条例関係について、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、議案第４２号から議案第４５号までの討論を終結いたします。

次に、議案第４６号から議案第５２号までの補正予算関係について、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、議案第４６号から議案第５２号までの討論を終結いたします。

次に、認定第１号から認定第１０号までの平成２５年度決算認定についてを、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で認定第１号から認定第１０号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、１議案ごとに順次行います。

最初に、議案第４２号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４３号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり、原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４４号 南部町長及び教育委員会教育長の給料月額の特例条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４４号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４５号 南部町税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４６号 平成２６年度南部町一般会計補正予算（第３号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４６号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４７号 平成２６年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４７号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４８号 平成２６年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４９号 平成２６年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４９号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号 平成26年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成25年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第2号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第3号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第4号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第5号 平成25年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第6号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第7号 平成25年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第8号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第9号 平成25年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第10号 平成25年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りします。

本日、採択されました請願第1号、請願第2号および陳情第3号については、提出者・賛成者を定め、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号、請願第2号および陳情第3号にかかる意見書の提出については、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで追加日程の準備のため、暫時休憩いたします。

その場でお待ちください。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時11分

○議長（萩原敬君）

会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第2号から発議第4号まで、3件の意見書の提出についてを議題といたします。

議員提出議案は、お手元に配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案は順次上程し、説明・質疑・討論・採決を行います。

最初に、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

10番 佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをお開きください。

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年9月25日提出

提出者 南部町議会議員 佐野哲也

賛成者 南部町議会議員 森田 守

〃 南部町議会議員 遠藤光宣

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要から、豊かな教育環境を整備するための30人以下学級の推進、教育の機会均等水準の維持向上のための義務教育費国庫負担制度の堅持および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものである。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・内閣官房長官・文部科学大臣・財務大臣・総務大臣であります。

以上で発議第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（萩原敬君）

発議第2号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

佐野哲也議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第2号に関する質疑を終結します。

佐野哲也議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

6番 簗持雅議員。

○6番議員（簗持雅君）

発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の4ページをお開きください。

発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年9月25日提出

提出者 南部町議会議員 簗持 雅

賛成者 南部町議会議員 森田 守

〃 南部町議会議員 遠藤光宣

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

手話を使うろう者にとって、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。独自の語彙や文法体系を持つ言語である手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものである。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長であります。

以上で発議第3号の提案の説明を終わります。

○議長（萩原敬君）

発議第3号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

簗持雅議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第3号に関する質疑を終結いたします。

簗持雅議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを求める意

見書の提出についてを議題とし、提出議員より、提案理由の説明を求めます。

3 番 森田守議員。

○3 番議員（森田守君）

発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出についての提案理由を説明いたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の6ページをお開きください。

発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年9月25日提出

提出者 南部町議会議員 森田 守

賛成者 南部町議会議員 木内利明

〃 南部町議会議員 遠藤光宣

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

軽度外傷性脳損傷の発病者は、病態が知られていないことにより、労災や自賠責保険の補償対象にならないこと、また誤解や無理解から、身体的苦痛に加え経済的・精神的苦痛を強いられるケースが多い。

また、通学時の交通事故やスポーツ外傷の多発などで、子どもたちの発症の可能性も高くなっている。

この病気について広く周知し、労災認定基準の改正など適切な措置を講じるよう、政府に強く求めるため、本意見書を提出するものである。

意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・衆議院議長・参議院議長であります。

以上で発議第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長（萩原敬君）

発議第4号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

森田守議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第4号に関する質疑を終結いたします。

森田守議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

発議第2号、発議第3号および発議第4号について、一括で討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第4号 軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第5 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について、申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成26年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元にその届け書の写しが配布されております。

お諮りします。

各委員長からの申し出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会の閉会中の委員会の開催については、決定されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成26年南部町議会第3回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さま、控え室にご参集ください。

閉会 午前11時23分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成26年9月25日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

望 月 將 名

会議録署名議員

旗 持 雅

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 小 倉 弘 規